

令和6年第2回渋川市子ども・子育て会議 会議録

項目		内容
開催日時		令和6年8月29日（木） 午後1時半から午後3時半まで
開催場所		渋川市役所本庁舎3階 大会議室
出席者	委員	14名
	事務局	8名
欠席者	6名	
議題	1 開会	
	2 あいさつ	
	3 議事	
	(1) 渋川市保育所等適正方針について	
	(2) 第2期渋川市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について	
	(3) 渋川市こども計画骨子案について	
議題	(4) こども・若者意見交換会「しぶかわキッズオピニオン」の実施結果について	
	4 その他	
	5 閉会	
発言者	議題・発言内容及び決定事項	
事務局	1 開会	
	2 あいさつ	それでは、開会にあたりまして、会長から、挨拶をお願いいたします。
会長	3 議事	みなさんこんにちは、この会議は、国から消滅可能性都市ということが言われたしたというのが一つの契機ではないかと思います。渋川市が子どもの育ち、環境をきちんと作っていこうという風に思う様になった一つのきっかけだらうと思います。それはいいのですが、消滅可能性都市という言い方がどうにも気に入らなくて、この間読んだ文章の中で2つなるほどと思ったものがあったので、ご紹介したいと思います。
	4 その他	1つは、文字通り消滅するはずがないじゃないかという話です。人口がどんどん減つていって、例えば人口10人だって、そこが市町村としてやっていくと思えば、やっていけるわけですよね。ただ、現実的にはそうではないから人口が減つていって、単独ではなくて吸収合併されてしまいますよということを言いたいのかなという指摘でした。市町村合併を進めて、周辺部の人にとって困っていくよというのを脅っていて、最近施策として出てきそうのが、周辺部の人は中心部に移り住んでもらって、コンパクトにやりましょうということですが、それはそれでなんだかなという感じがします。
会長	5 閉会	さてもう1つ、これは前から言われていることですが、消滅可能性都市を算出するにあたって、若い女性の人口に着目しています。つまり、それは言い換えると、若い女性は、近い将来子どもを産むべき存在だということを前提とした推計だらうと。だから、若い女性が少ないところは消滅の可能性があるのだということになっています。実は、そういうところは若い男性も出て行ってしまうのですけれども。その見方は、結局女性は子どもを産むべきだという固定的な考え方が前提にあって、おそらくはそういう見方があると、女性は生きづらくなつて出て行ってしまうのではないか、むしろ話が逆な

	<p>のではないかと思ったりします。</p> <p>今日の議題でこども計画骨子案のお話がありますが、これを読んで思ったのは、子どもにきちんと育ってもらう環境を整えることが基本だよなということを改めて感じたところです。そんなことを含めて、今日の議論を深められたらなと思っていますので、どうぞよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>3 議事</p>
事務局	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>ここで配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>委員皆様に事前に配布いたしました資料は、資料1、資料2-1、資料2-2、資料3、資料3別紙、資料4でございます。資料の不足等がありましたら、お申し出ください。</p>
	<p>ここからの議事進行は、渋川市子ども・子育て会議条例第6条に基づきまして、斎藤会長に議長をお願いいたします。会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>議事の（1）、渋川市保育所等適正配置方針についてです。以前から検討していた渋川市の保育所等の適正配置の方針が決定したということですので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（資料に基づき、説明）</p>
会長	<p>説明が終わりました。ご質問等がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>渋川市で障がいを持っているお子さんや特性を持っているお子さん、あるいは病児保育をされているお子さんが、この数字には出てきていないかなと思います。含まれている方ももちろんいらっしゃると思いますが、そういう施設が市内にいくつあって、渋川市として把握していらっしゃる園児や、あるいは通うことができなくて在宅されているお子さんがどれくらいいるかを把握しているか教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>配慮が必要なお子さんについて、個別具体的な数字は基本的にはこの部門では把握していないのが現状です。ただ、一般的に配慮が必要なお子さん、未就学児の場合には、各保育所、公立・民間、幼稚園を含めて預かって頂いているという状況がございます。ただ、それに際しては一定のご協議をしながらさせていただいている。渋川市では、令和5年度から、医療的ケアの必要なお子さんを第四保育所、渋川幼稚園でお預かりをしています。ただ、専門の看護師や保育士を配置したところで、現在2年目に入っているのですが、そのような形で進めているところでございます。渋川市としては、配慮が必要なお子さんにつきましては、一定の考え方をもっておりまして、積極的に、なるべく通常のお子さんと共に生活ができる環境で、保護者の方とご協議をさせていただいたうえで、現在進めているところです。具体的な数値については、申し訳ございませんがご提示できる状況ではございません。</p>

委員	ありがとうございました。手厚く支援が必要な家庭程、支援をしていただけないようにこれから働きかけていっていただければありがたいなと思います。
会長	ありがとうございます。大事なポイントだったと思います。その他に何かあればお聞かせください。
委員	渋川幼稚園は、認定こども園になるというお話でしたけれども、説明の中で幼稚園型とおっしゃっていましたが、幼保連携型ではないのでしょうか。
事務局	<p>認定こども園の形、やり方ということでご質問いただきました。</p> <p>渋川幼稚園、昭和3年からスタートして、長年の歴史のある幼稚園でございました。渋川市では、渋川幼稚園というのは多くの方が中心となつた教育施設でございます。この幼稚園という形態、学校をこれからも基本的には維持をしていきたいという考えを持って、幼稚園型の認定こども園を選択したところでございます。</p>
会長	補足して伺いたいのですが、その幼稚園型という場合の特徴はどういうところででしょうか。
事務局	<p>それぞれ幼稚園型の認定こども園、保育所型の認定こども園があるのですけれども、まずは、幼稚園型の認定こども園というのは、基本的には、3歳児以上、通常の幼稚園に3歳未満児の認可外保育施設を合わせもつた施設となっています。</p> <p>保育所型認定こども園というのは、通常の0歳児からの保育所に3歳以上からの幼稚園の機能を3歳以上になった場合には、幼稚園のお子さんと保育所に通っているお子さんが一緒に生活をするというような形態をとっているのが保育所型の認定こども園です。</p> <p>保育所型認定こども園については、こども家庭庁のいわゆる保育所という形、分類になる保育所を合わせ持つたもの。幼稚園型が、例えば幼稚園、学校施設ということの施設、文部科学省の所管の施設となるという形で成り立っているものでございます。</p>
会長	予備知識がないもので、もうちょっとかがいたいのですが、省庁の管轄が違うということはわかったのですけれども、子どもを預ける家庭の側からみての違いというのは、何かあるのですか。
事務局	保護者の方がお仕事等をされていて、保育にかける場合に保育所というのを選択いたします。保育にかける状況がない場合には、幼稚園を選択することができます。基本的には、保育所と幼稚園の違いというのは、保育にかけるか、かけないかというところが大きな違いとなっております。それが基本となるスタートで、その両方の機能を併せ持つのが認定こども園です。その認定こども園の種類としては、幼稚園型、幼稚園を基本とした施設か、もしくは保育所を基本とした幼保連携型と言いますが、その認定こども園への、基本的には大きくは2つの分類があるという形になっております。
会長	依然として、よくわからないのですが、どっちを基本としているかっていうのは、利用者側から見て何か違いがあるのですか。
事務局	保育にかけるかどうかが1番、基本の考え方だと思います。

会長	この渋川幼稚園の場合は、幼稚園型ということですが、認可保育所と同じようなことになる、そういうお話をしたっけ。
事務局	幼稚園型というのは、幼稚園に認可外の保育所を併せ持った施設になります。0歳から3歳未満までは認可外保育施設という部分があります。3歳を超えると、幼稚園という部分と認可外の保育所という部分があります。
会長	そうすると、家庭側から見ると、0歳の時は使うとか、あるいは3歳以上になっても、たとえ6時くらいまで使うとなつた場合に、認可外保育施設を使うという位置づけになるというのはわかつたのですが、認可外保育施設としてのこども園なのか、それとも保育園のこども園なのかということで、利用できるかどうかっていうことの何か違いはあるのですか。
事務局	保護者の方がお仕事等をされていて、お子さんを通常の時間帯、ご家庭で見られない場合に、保育所を利用できます。0歳から3歳未満の場合に利用する場合には、そこが条件となってまいります。3歳以上で保育機能を使う場合にも、保育にかけるかかけないかが条件となって、3歳以上でも、幼稚園という方法を選択するか、保育という方法を選択するかは、保護者の方のケースによって二分されます。
会長	そうしますと、保育にかけるにあてはまる場合は、両者の違いは利用者としてはないと考えていますか。
事務局	保育にかけるという認定が出た方については、幼稚園型でも、幼保連携型の認定こども園でも、どちらでも使えるよう、利用者側からすると特に変わりはないというような形になります。
会長	重ねてもう1つお伺いしたいのですが、ちょっと別の種類の質問になるのですけれども、この15ページの下の方の記載によると、渋川幼稚園や白ばら幼稚園の個別で十分賄うことができると見込まれます。と書いてあるのですが、14ページの下の表を見ると、白ばら幼稚園、第一保育所どちらも児童数が定員を超えていいますよね、それから、渋川幼稚園が認定こども園への移行が令和8年度で、第五保育所については、令和7年度からの0歳児に新規募集は行わないということなのですが、それで第五保育所に入れなくなる子どもたちの居場所がちゃんと確保できるのかというところが、この形の上では疑問が生じるのですが、いかがでしょうか。
事務局	今回、0歳児の募集を令和7年度は停止するのですけれども、実際に0歳児の受け入れ人数が非常に少ないと、年間でも2人か3人というような状況がありますので、令和7年度については、第五保育所に通われている0歳児のお子さんは少ないと、いう風に見込んでおりますので、全体としては、吸収できるというか、対応できるのかなという風なことで想定しております。
会長	はい、ありがとうございます。もう1つ質問ですが、0歳児の新規募集は行わないということは、1歳以上の児童については新規入園ができるということでしょうか。

事務局	1歳児であれば、受付は出しますが、今回こういった方針を出させていただいたというところと、施設が老朽化しているところもありますので、希望があれば、新規の受け入れは可能となりますけども、そこは利用者の方の判断になると考えています。
会長	<p>つまり、あまり希望は出ないことが想定されることかなと思いました。</p> <p>確認がもう1つですが、0歳児の新規募集は行わないということは、公表はいつ頃になるのでしょうか。</p>
事務局	もうすでに、募集要項等、広報しぶかわにおいても0歳児の受け付けは行わない旨を周知はしております。
会長	そうすると、利用を考えていた方は、他の選択肢を考えるだけの時間はありそうだということですね。ありがとうございました。私から質問してしまったのですが、そのほかに何かご質問があればお出しください。
委員	第五保育所の廃止に対して、保護者の方からどういった意見があったか聞きたいのと、あとは先生方、保育士さんとかの対応が今後どうなるのか気になりました。
事務局	<p>第五保育所の保護者への説明はおこなったところでありまして、第五保育所の方からは、例えば他の保育園を希望した場合に、優先的というわけではないですが、少し配慮していただけますかとか、保育所が廃止になったとの施設はどうなるのですかという話がありました。</p> <p>職員の方については説明をさせていただいておるのですけれども、やはり無くなる事によって職員の方の働き場の話が出ておりました、その辺もこちらの方としましては可能な限り配慮させていただきたいというようなお話をさせていただいております。</p>
委員	<p>渋川幼稚園だったり白ばら幼稚園で十分賄うことができるということが書いてあると思いますが、そちらの方の先生を増やしたりというわけではないですね。</p> <p>近隣のところに十分に定員が余っているので、お子さんたちがそちらに、これから増えても大丈夫だという考え方であるのならば、そちらの先生を増やすというお考えはないということですね。</p>
事務局	ここでは同じ地区の渋川幼稚園と白ばら幼稚園のことを書かせてもらっていますけれども、実際には、今第五保育所に通われている方の居住地区を見ますと、結構、古巻地区とかそういったところから通われている方がいらっしゃいますので、おそらく希望とすると、お住いの地区の近くの保育所も含めて、前提として第五保育所に今通われている方も人数については対応できるのではないかという風に考えておりますので、特にここで示されている幼稚園、認定こども園に職員の方を配置するというようなところは考えていないですけれども、渋川幼稚園については公立の幼稚園から認定こども園になりますので、そういう場合には職員数も増やす必要がございますので、そういうところでは第五保育所だけでなく、市全体の公立の施設の職員の配置を再検討しながら、対応するようになるかと思っております。
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにございませんか。質問がなければ、以上で議事（1）、渋川市保育所等適正配置方針については、終了させていただきます。</p>

会長	次に議事（2）、第2期渋川市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき、説明)
会長	説明が終わりました。ご質問等がございましたらお願いいたします。
副会長	資料2-1について気になったことがあったので、8ページですが、7番の事業ですが、利用率が0%になっています。他の事業は多少ばらつきがありますが、全部利用が多いと思います。使っていらっしゃる方がたくさんいると思います。7番の事業はショートステイで身体上の理由、経済的な理由で児童や母子などを一時的に保護しますというので、おそらくですが、ニーズが無くはないと思います。いろいろ困っていらっしゃる方がいると思います。そういう話が耳に結構入ってくるんですけど、他の市とか町とか市町村とかでも。この利用がゼロっていうのは、ちょっと気になって実際にこれを使っている方がいないということは、事業として設定はしているんだけれど、使いにくい何か理由があるのか、それとも皆さんに知ってもらうという広報とか情報提供の方法に何か課題があるのか、何かあるんじゃないかな、という数字に見えてしょうがないですけれども、ということです。
会長	はい、事務局からご回答いただければと思います。
事務局	子育て短期支援事業についてご質問いただきました。こちらの事業に関しては、私も今ちょっとうろ覚えですが、26年か27年の時に利用が1件あって、それ以降はないという状況が続いております。その理由ですが、このショートステイというように書いているのですが、利用自体が一週間程度で限りがあるというところがまずはあります。身体上の理由とかが一週間で終わる方であればいいのですが、それ以上になる場合にはやはり対応が難しくなってくるということで、児相さんの方でも一時保護みたいな形で対応させていただいているとか、あとは親族さんに頑張って頂いて見ていただいたということが実際あるかと思います。この事業自体の評価というところでもお話を頂いたんですが、確かに乳児園さんと児童養護施設さんの方にお願いをしているような状況ですが、やはり受け入れが難しい時期もあるというように聞いています。実際、今年の6月くらいに、これについての問い合わせが1件あります、私の方で対応させていただいたんですが、その時には施設さんの方も空いていたんです。ただ、相談された方は、やっぱりおばあちゃんが頑張って、見るようになりますというお話をいただいています。なので、もっとこう身近なところと言いますか、施設とかではなくて、里親さんみたいな、その家庭の中で見ていただくような準備なども進めていかなければいけないなというのは考えているところになります。よろしくお願いします。
委員	はい、ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。
委員	資料2の8～9ページに書いてある、9番の妊婦健診事業、それから次の10番、乳児家庭全戸訪問ですが、利用率が、100%にいきませんけれども例えば、健診を受けられなかつた方、乳児家庭訪問ができなかつた方に対しての追跡調査みたいなものはされているでしょうか。

委員	いかがでしょうか。
事務局	<p>妊婦健診に関してなんですかけれども、現状、14回の受診券の配布という形で準備をしています。実際、40週まで妊娠が継続した場合に使えるような枚数になっています。これは本当に私の感覚であるので申し訳ないのですが、実際のお産は40週、予定通りというよりは少し早めに、お産を迎える方が多いかなと思います。そうすると40週までの分最後に2、3枚が余ってしまうという形で、利用率の差が出てきてしまっているのかなと思っています。</p> <p>9ページの方の乳児家庭全戸訪問事業に関してですが、こちらの方は、市外で出産をされてそのまま1年以上残ってくるような方は把握が難しいのですが、4カ月までの子さんに限っての事業になっていますが、その後戻って来て渋川の方で子育てをされているという方は、保健師が訪問をして把握しているような現状だと思います。</p> <p>補足ですが、利用率というのが、計画の時に推計した数と実際にこうした利用した数との割合になるので、例えば妊婦健診事業が78.9%となっておりますけれども、これはあくまでも令和元年の時に大体このくらいになるだろうというような数字に対しての実績は、こうでしたということなので、実際には、例えば対象者が100人いればそれに近い数字になっているのかなという風な、そこまではまだ調べていいないですけども、この数字というのは計画と実績の比較になりますので、その辺ご了承いただければと思います。</p>
委員	<p>7ページで、一時預かり事業（幼稚園型）という報告ですかけれども、幼稚園での一時預かりという言い方をしなかったように思っているんですが、預かり事業、預かり保育という言い方をしていたと思いますが、この辺、園によって回答する気持ちが違っていたりとかっていうのか。保育所は、一時預かりということでやっていたと思うんですが、今現在、公立の保育所で一時預かりをしているのか、その辺を教えてください。</p>
事務局	<p>一時預かり事業についてご説明申し上げます。幼稚園型につきましては、記載の通り、在園児の方、園が開いている日について、一定の時間までお預かりするような事由ということになります。預かり時間については、施設によってまちまちな部分もあると思うんですけれども、そういう形でお預かりしています。保育所については、延長保育ということで1番の方に記載がございますが、そういう形で保育をしているような状況もあります。</p>
委員	<p>幼稚園型というのは、2時半くらいまでなら幼稚園で保育するという形になっているけれども、ちょっと迎えに行けないからということで、臨時に別料金でお預かりするものを幼稚園型、特に教育認定の人に限って幼稚園型と呼んでいます。だから、保育園や保育所には幼稚園型のシステムがないです。これと変わって、一般型というのは、来園していない人を預かる形になっています。言葉が似ているんですけども、みんな、内容が違うんですよね。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。幼稚園は、終わってから預かりすることですね、保護者の都合で。それが一時預かりの幼稚園型です。保育所につきましては、一般型の急な用事があったとかリフレッシュしたいということで申し込んで空いている場合には利用できるということで、公立の保育所もやっています。</p>

委員	幼稚園の場合は、預かり保育がちゃんと保育の延長上にあるということで、指導計画等も全部作成してやっているんですよね。それなので、急にという場合もあるんですけど、前もって予約をして、迎えに来る時間はほぼ決めていただいてというような形をとっていたと思うんですが。ちょっとお聞きしました。
会長	はい、ありがとうございました。その他ご質問がありましたらお願ひします。
委員	副会長がおっしゃっていたショートステイについてなんですかけど、病児保育やファミサポは周りに利用している人が多いのでよく耳にするんですけど、もしかしてそのショートステイについての周知の仕方であまりみんなが知らないかもしれないというのをちょっとと思いました。市の方では、例えば子どもが健診の時にこういうことやっていますよというようなチラシを配っているというだけなのか、あとは市に問い合わせをしないとそういう制度や取組自体を保護者が知らないという状況なのか、現状を知りたいです。
事務局	健診のたびに周知をしているという事業ではありません。なので、相談からお伝えするようなことは大きくなってしまっているかなという反省点ではあります。ただ、全員に配布している子育て応援ガイドブックの方にはあります、ただ記事が本当に小さいので、それでみんなが気づくかというところに関しては、確かにその通りだと思いますので、少し検討をさせていただければなと思います。
委員	実際に子育てをしていて、自分が困っている状況が、市の制度だったり、どこにどういう風に問い合わせていいのかわからないっていうのが結構現実的に感じるので、市の方から全体的に、もしくは保育園だったりとか、どこかの場で何か知らせてもらったり、あとは利用者の声をもうちょっと広めてもらえると、みんながわかる制度になって、利用率が上がるのではないかと思います。
会長	ありがとうございました。確かに、広報が行き届くことによって、いわば潜在的な需要が掘り起こされることがあるかもしれません。
	ほかにございませんか。質問がなければ、以上で議事の（2）、第2期渋川市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況については、終了させていただきます。
事務局	次に議事の（3）、渋川市こども計画骨子案について、事務局から説明をお願いします。
会長	(資料に基づき、説明)
委員	説明が終わりました。ご質問等がございましたら、お願ひいたします。
	こども食堂の推進というのは、市の現行計画にはもちろんないと思うのですが、新しく推進する所には含まれていないのかなという風に感じたんですけれども、困窮世帯への対応というのはあると思うんですけども、その中に含まれるのか、その辺を教えていただきたいです。

事務局	<p>子ども食堂のところについては、現在考えているのが5ページの基本施策の基本目標4のところの、4番子どもの居場所の確保というところで少し整理ができればなという風に考えております。</p>
副会長	<p>現行計画とこども計画案で照らし合わせてどう移動したかという矢印が資料3別紙にあるんですけど、現行計画の基本目標5に職業生活と家庭生活の両立の推進とあつたんですよね。これが基本目標6の方に移行しているということで赤が加わったとなつているんですが、新しい方の基本目標6では、若者の自立と社会参加に向けた支援というタイトルになっています。現行は、基本目標5の方は特に若者とかは謳つていなくて、それで、多様な働き方、それから男性を含めた働き方の見直しという施策の言葉があつたり、仕事と子育ての両立の推進という言葉があつたりするんですが、これが減つているわけです。働き方が変わったとか、それから両立が上手くいっているよとか、男性についてもそれは言えているよという状態には多分現場がまだなつてないと思うんですけど。この課題は例えば他の課で別の計画でやつてあるとか、そういうのはあるのかなと思いました。現状の課題が解消されてうまくいきましたので、この計画からは、この施策は無くなりますというのであれば分かるのですが、状況として働き方はあまり変わっていない。問題はまだ山積だと思うんですが、これをどういう風にするのかなというのを疑問に思いました。</p>
事務局	<p>先ほどの、男性も含めた働き方の見直しというところの文言は今回、抜けてはいるのですが、こちらの基本目標6-2のところで、男性ということは記載していないすけれども、多様な働き方の実現と働き方の見直しというところで、そういうところを含めて記載していきたいという風に考えています。特に、達成したとか、例えば、男性の働き方の見直しが進んだというところはまだまだという風にとらえておりますので、そこも含めてこの中で記載をしていきたいという風に考えています。</p>
会長	<p>今のやりとりを伺って、私も疑問に思ったところですけれども、職業生活と家庭生活との両立の推進というのは非常に大事な事なので、それが出てこなくなるというのは大きな問題だという風に私は感じました。で、若者の自立と社会参加に向けた支援の自立ということですが、自立という言葉の定義次第では、これもちょっと危うさを含んでいるのかなという感じがします。</p>
会長	<p>ポイントとしては、やはり元の基本目標5だと各論として仕事と子育ての両立の推進というのが入っていましたけれども、そういう観点というのはやはり明示しておく必要があるんじゃないかなと思います。</p>
事務局	<p>そして、併せて、新しい方の変更案で家庭形成に向けた支援の充実というのがあるんですけれども、これは下手をすると、結婚すべきだ、子どもをもつべきだという風に読めてしまう。その点で、この書き方というのはこれでいいのかなと疑問に感じるところであります。</p>
事務局	<p>この点いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>今回、若者の就業といったことも含めていく必要があると捉えておりまして、それを1つにまとめて整理はしているのですが、ご意見をいただきましたので、再度整備を考えたいなと思っています。それから、家庭形成に向けた支援の充実ということで、若者の結婚観がこども大綱にも含まれておりましたので、少し文言を直接的ではないです</p>

	<p>が、こういった表記としております。</p> <p>会長 こども大綱、実はちゃんと読んでいなくて、それとの関連性とかはまだ理解していないんですけども、あくまでも個人の意思が先にあって、結婚したいけれども、今の収入じゃちょっととも、子どもをもちたいけれども今の働き方じゃともというような人が、どういたら自分の希望を叶えられるようになるかという意味だったらしいんですけども。この家庭形成に向けた支援の充実という言葉をつかってしまうと、そこからずれてしまうんじゃないかと危惧するところがあります。その点もご検討いただければありがとうございます。</p> <p>その他についてところについて、ちょっときになったところを申し上げたいのですが、基本目標3の1番、次代の親の育成というのが、子どもの育ちを支える環境の整備という中に含まれているんですが、この次代の親の育成とは具体的にはどういうことなのでしょうか。</p> <p>事務局 次代の親の育成というところでは、今現在、中学生向けに赤ちゃんとの触れ合い事業というようなものがあり、ここに含まれております。そういったところを継続して考えていきたいというところで、こちらの基本目標3をそのままスライドしたようななかたちにはなりますが、赤ちゃんとの触れ合い事業等を含めて計画の中で記載することを想定しています。</p> <p>会長 具体的な事業との関連はわかったのですが、そうすると、親になるべきだという価値観が前提になっているような気がして、その点では疑問があります。</p> <p>つまり、親にならないとしても、社会の一員として子どもを育てることに携わるということがあるべき姿だと思うのですが、それが次代の親の育成というと、あなたも子どもを持ちましょう、そういう生き方に誘導する上で疑問があることです。ご検討いただければと思います。</p> <p>事務局 はい、それも含めて整理をしていきたいという風に思います。</p> <p>会長 それから、中身への異論じゃなくて、言葉についての疑問に思ったところをいくつか挙げたいと思います。</p> <p>基本目標5の1番、こどもを取り巻く困窮対策の推進ってわかりにくくないですか。つまり、困窮状態にある子どもをサポートするということを言いたいと思うんですけども、こどもを取り巻く困窮対策ってなんですか。変ですよね。是非考えてください。</p> <p>それから、これは同じですが、基本目標5の4番、外国籍の家庭という言い方も、家庭に国籍があるわけではないので、変だなと思いました。例えば、外国出身者の家庭とか、より適切な言い回しを考えていただければと思います。</p> <p>前の方のページに戻るんですけども、2ページ、3ページ、4ページから、これは子どもの権利条約の基本的な考え方を踏まえられて、大切なことを言っているなという風に感じました。下にも注釈がついていたりしますけれども、子どもの最善の利益とか、あるいは内容として出てくる意見表明権というのは子どもの権利条約の重要なポイントなので、それを盛り込んでいただければいいかなと思いました。</p> <p>そのうえで、いくつか気が付いたところを申し上げます。</p> <p>3ページの（2）①の1行目の後半ですが、「多様な人格を持った個人として尊重さ</p>
--	--

会長	<p>れるべき存在です」とあります。言葉尻を捉えるようで恐縮ですが、多様な人格を持った個人というと、1人の人にいくつもの人格があるように読めてしまう、という点で書き直した方がいいのではないかと思います。例えばということを申し上げるので、これを参考にご検討いただきたいのですが、1行目で「多様な」をカットして、2行目の後ろのところ、「こども・若者」というところを「多様なこども・若者」あるいは「多様性のあるこども・若者」としたうえで、さらに「こども・若者」の後ろに「一人ひとり」とつけていただくといいんじゃないかと思います。</p> <p>つまり2行目の最後のところ、多様なまたは多様性のあるこども・若者の一人ひとりの今とこれから最善の利益を図りますとした方が、趣旨が伝わりやすいのではないかと考えました。これが1点目です。</p> <p>それから2点目は、4ページになりますが、(3)の③1行目で、学校は単に学ぶだけの場ではなく、という言い方がちょっと引っかかります。これは、学びという言葉の意味を狭く捉えて書いている文かなという風に思いました。つまり、学ぶというのは単に知識を覚える事ではないわけですし、クラスの仲間と人間関係を築きながら学んでいくっていう学校の重要性っていうことを考えると、ここを少し変えた方がいいかなと思いました。どう変えるか具体的な私の案ですけれども、最初の「単に学ぶだけの場ではなく」を取って、「学校は、他者との関わりを持ちながら」育つではなく、「学び・育つ大切な居場所の一つです」という風にしてはどうかと思いました。そうすると、学ぶっていうことが幅広い意味を持っているという前提で、子どもの育ちを支える環境としての学校の重要さっていうことを言っていることになるので、より適切かなと思います。それからもう1点です。</p> <p>⑥の2行目の後半ですが、「家庭生活と仕事が調和できるような働き方の見直しを推進するとともに」というのは、丁寧に言うと分かるのですが、ぱっと読んだ時に、家庭生活と仕事が調和できるような働き方を見直しましょうって言っているように聞こえちゃうんですね。</p> <p>つまり、「できるような」が働き方ではなくて、見直しにかかっているっていうことが読み取りにくいんです。で、具体的な修正案としては、「できるように働き方の見直しを推進する」にしては、いかがかと思いました。以上、各点についてご検討いただければと思います。</p>
事務局	いただいたご意見を参考にして、修正等をしていきたいという風に思っております。ありがとうございます。
会長	その他の点ありましたらお寄せください。
委員	ちょっとした文言の違いだと思うのですが、資料3別紙のところ基本目標6は、「若者の自立と社会参加に向けた支援の充実」という目標になっているかと思うのですが、その左側の基本方針の②は「こどもの社会参画の推進」となっていて参加と参画を統一した方がいいのではないかという意見です。
会長	いかがでしょうか。もし別の意味を込めているのであれば、その旨ご説明いただければありがたいのですが。
事務局	その辺については、別の意味というようなところは意識していなかったので、統一というか、考え方を持って決定いたします。

会長	その他、いかがでしょうか。
副会長	<p>先ほどの会長さんからもあったのですが、資料3の4ページ、⑥の言葉ですが、家庭形成に向けたという表現をもう一度お考え直しいただくということなので、大丈夫かなとは思いつつですが、⑥の2行目、若者の就労支援のほか、家庭生活と仕事が調和できるようにという、ここの家庭生活という表現と、その下の行にやはり家族形成に向けた支援という言い方があって、家族とか家庭とかが若者支援にこれだけ出でてくると、やはり家庭的な、家庭という、例えば結婚、そして子供を持つというスタイルがこうイメージされやすいと思うんですけど、若い人たちの現場の感覚っていうのはかなり色々変化しているんじゃないかなと思いますし、こういう書き方だと、家庭とは何かとか家族って何かということの定義を行政側がするというスタイルになるので、せっかくですね、3ページのこの基本方針の中の④1番に、先ほどお話ありましたけど、子どもの権利条約をイメージしているなというのがわかる。最善の利益というキーワードを書いているのであれば、発想の出どころと個人の思い描く人生の自由とか幸せとかがあって、それを実現していくときに難しい問題を色々取り除くことで支援をしていくというのが行政の施策であるというスタイルが、たぶん子どもの権利条約だとそういう矢印方向だと思うんですけど、先に家族とか家庭とか人生こうあるべきみたいなのを設定して、そこに行くための支援をしますというのは、子どもの権利条約の発想とは違うかなと思いますので、せっかく子どもの権利条約で、新しくと言いますか、子ども計画を作るのであれば施策の矢印が今までと同じじゃないものをお考えいただければいいかなと思います。先ほどの言葉の問題もそうですが、つまり言葉の裏側に何を考えているかが見えるんです。そこが大事なところかなと思いましたので、先ほど言葉の点から表現や課題が上がりましたが、それは言葉だけの問題じゃなくて、後ろ側の考え方方が従来型じゃなくて子どもの権利条約を生かした考え方について、そういう問題意識かなという風に思います。</p>
会長	<p>関わって一言補足したいと思いますが、その子どもの権利条約としてこの文章に表れている2つのキーワードということを先ほど申し上げました。子どもの最善の利益ということと意見表明権です。子どもの最善の利益については、2ページの下のところに説明書きがあって、これが大事なんですねけれども、その子どもにとって最も良い事は何かを第一に考える。つまり子ども全般にいうことではなくて、その子の最善の利益を考えるというのが、子どもの権利条約です。具体的に言うと、子どもの権利条約の英語で使われている言葉は「children」ではなく「the child」で、"その子"です。</p> <p>それが、今、副会長さんのご指摘くださったことに繋がっている話かなと思います。そして、意見表明権というのは表現の自由とは別に保証されていまして、表現の自由は人権一般の話ですけども、成長過程にある子どもについては、社会の側があなたは何をしたいの。どうしたいの。というのを聞いて物事を決めていく必要があるという考え方なんですね。発達段階から子供の意見を自分は何をしたいのか。自分はどうありたいのかっていうのをまず確認するということが社会の責任だっていう発想が込められていると思います。</p> <p>そういう前提に立って考えると、生き方を決めつけるような、誘導するようなあり方っていうのは、逆に窮屈な社会を作ってしまって、これは余計な話ですけども、結果として少子化対策にもならないんじゃないかなという風に思ったりします。そんなことも</p>

	<p>含めて念頭に入れていただければと思います。はい、私が喋ってしまいましたが、皆さんの方からさらに何かあればお願ひします。</p> <p>それでは、事務局の方から、色々検討いただく中で必要な修正を加えていただけるということですので、その修正したものを見せていただき、それでさらに意味を確認させていただきながら確定していただくということで、条件付きの原案承認ということでご了承いただけますでしょうか。</p>
	(委員承認)
会長	<p>では、事務局にはお手数をおかけしますが、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>次に議事の（4）、こども・若者意見交換会「しぶかわキッズオピニオン」の実施結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に基づき、説明)
会長	説明が終わりました。ご質問等がございましたら、お願ひいたします。
委員	学校の事が意見として多かったかなと思います。教育委員会に私も参加させていただいています。特に報告というか、教育委員会全体にはこれ報告いただいてはいないですが、例えば学校の困っていることであれば、それぞれの学校にこういう意見がこういう公の場で出ましたっていうものは一応連絡をしていただいて、解決への糸口を取つていただくのは有意義なのかなという風に感じたんですけども、いかがでしょうか。
事務局	<p>こども計画を策定するのにあたりまして、庁内の各部署から庁内検討委員ということで選出いただいております。もちろん、教育部局の方も庁内検討委員になっております。</p> <p>ですので、この意見の報告書につきましては、庁内検討委員全員に、こうこういう意見がありましたよということでお伝えする予定です。</p> <p>補足ですが、当日、教育長とある校長先生も興味があったようなので、様子を見ていただいて、学校の意見がたくさん出たのでという感じでした。</p>
会長	実際に出た意見全部受け入れるっていうことは無理だとしても、それが子どもと先生というか学校側との対話のきっかけになると意味があるのかな、なんて思ったりします。その意味でも、学校の先生たちにこういう意見が出たっていうのは知らせることは重要なのかなと思いました。
副会長	この報告書の、例えば意見交換の写真がありますよね。ポストイットの写真があつて、そして主な意見ということで左側にまとめていただいている。ポストイットを拡大し、一生懸命読んでいまして、それで左側にあるその主な意見でまとめられている言葉と照らし合わせてみたのですよ。そうすると、主な意見に入っていないポストイットの意見も結構あって、先ほどのお話で言えば、その学校のことって結構ポストイットに書いてありますよね。なかなかシビアな厳しい指摘があつたりしていますが、こういう声を主な意見という形で大人が取捨選択をするよりは、いろんな意見があるんだよねっていうことと、現実を知るという意味であげるのは、全部文字起こしていただいた方がいいのではないかなとちょっと思いました。やっぱり、ここに参加した子どもたちの立場で考えてみると、意見を言おうと思って参加した。そして思ったことを書いて

副会長	<p>みた。で、後ろの方に、こういう催しにもっとみんなが参加する意見交換会に参加してくれるにはどうしたらいいと思いますか。と聞いていると、そのアンケートに答えていく中に、参加すれば思ったことが実現できるかもしれませんという風にみんなに伝えるっていう意見が書かれているのですよ。ということは、すごく重要な学だし、自分の意見で環境を変えていく、もっと住みやすいところに変えていこうって気持ちが子どもたちの中にある。で、それを大人がどう受け止めて形にしていくかっていうのを宿題として受け止めなきやいけないっていうことの始まりだと思いますので、非常に耳の痛いことが書いてはありますが、ここで大人が都合のいいようにしてはいけないのではないか。</p> <p>別にそういうことされているという話は今言いませんが、教育委員会に伝えているというのであれば、全部伝えていただけでないっていうのがやっぱり子どもの立場ではそう。なんで自分は削られたんだろうっていうのがここで発生しない方がいいんじゃないかなと。大人への信頼、行政への信頼という意味で、という風に思いました。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。確かに限られた参加人数ですし、整理という意味で、全部載せてあるといいかなっていうのはおっしゃる通りですね。</p> <p>事務局の方でこれをおこなったことをどう活用していくかという一環として、今出した意見を踏まえて、色々せっかく開いたことですので、それが生きるように、この資料で終わりにしないで、もっと活用できるように色々考えて進めていただければと思いました。</p> <p>ほかにございませんか。質問がなければ以上で、議事の（4）、こども・若者意見交換会「しぶかわキッズオピニオン」の実施結果については、終了させていただきます。</p> <p>委員の皆様から、全体を通して何かございますか。</p>
委員	<p>私は渋川市民生委員・児童委員協議会の代表としてこちらの会議に参加させていただいているのですが、今回の会議の内容を民生委員・児童委員に共有してもいいのかどうかの確認をしたいのですけれども。例えば幼稚園について、第五保育所の件は公表されているのですけれども、渋川幼稚園がこのようになるという公表はされていないのでしょうか。地域の方たちと私たちに、密な関係がありますので、そういう情報を子育て家庭の方に聞かれた時にお教えできればなという風に感じてはいるんですけれども。</p>
事務局	<p>情報共有についてはお知らせしていただいて構いません。大丈夫です。</p> <p>それで、第五保育所の関係者、それから渋川幼稚園の関係者ということで、地域の民生委員・児童委員の主任児童委員さんの方には説明会をこちらで実施をしまして、ご説明をしております。第五保育所の廃止について、と渋川幼稚園の認定こども園について。</p>
委員	役員の方や会長さんたちの方に、ですか。
事務局	第五保育所、渋川幼稚園の地域の主任児童員さんに説明しています。
委員	私は、その地域の担当なんですけれども、そのお話は聞いていなかったので。
事務局	渋川幼稚園の関係者としましては、渋川幼稚園に評議員ということで組織がありま

事務局	したので、そちらの方に説明させていただいて、その中に主任児童委員のもう一人の方にご出席いただき説明させていただいております。情報共有ってことであれば、それは大丈夫だという風に考えております。
委員	はい、わかりました。ありがとうございます。その他の今日お話しした協議内容でちょっと関係がある事とかは、他の委員と共有しても大丈夫でしょうか。
事務局	色々修正点もあったり、変更するところもあります。
委員	それ以外の事で、人口が減ってきてているとか、地区ごとの子どもの人数だとかを皆さんにお知らせするのはどうでしょうか。
事務局	はい、大丈夫です。
委員	こども子育て支援事業従事者の代表として参加しており、母体は渋川幼稚園です。先ほど委員から述べていただいた部分に、統廃合されて無くなるところの先生はどうするんですかというような話があったと思うんですけども、白ばらとか他の施設に配置を変えていただくとか。ハードルは高いと思うんですけども、園長会でも皆さんには言ったのですが、例えばもし保育士が少し足りない状態じゃなくて、いるようであれば、民間の方にも派遣していただければ、これは嬉しい事なんです。実際に、子どもが減っているという部分だけではなくて、保育士の確保がどんどん難しくなっています。そして保育士がいないということは、いっぱい子どもを預かりたいんだけども、なかなか預かれない状態では出てきてしまう。近い将来そういうことがありますので、また色々な会議の場、協議の場でそういうことが前に進むといいなと思っております。そういうことを考えました。ありがとうございます。
会長	公立の幼稚園、保育園については市の職員ですから、異動というのは、やりやすいと思うんですけども、それ以外の方も、無理だと決めつけることなくご相談するといいのかなというそういう趣旨かなと思いました。
	その他、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。以上で、本日の議事は終了しましたので、これで議長の任を降ろさせていただきます。ご協力、ありがとうございます。
4. その他	
事務局	こども計画の骨子計画案につきまして、委員の皆様から貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございました。骨子案につきましては、委員の皆様から頂いたご意見を基に修正をいたしまして、会長にご確認いただければと思います。確認いただいたものを基に、こどもからの意見を参考として、こども計画の策定を進めてまいりますので引き続きよろしくお願ひいたします。
	次に次第の4、その他です。
	事務連絡をさせていただきます。こども計画を議題とする会議については、令和6年度中に、あと2回開催させていただく予定です。
	次回の会議は、10月28日、月曜日、午後1時半から、ここ大会議室で開催を予定しております。

後日、改めて通知いたしますので、よろしくお願ひいたします。
事務局からの連絡は、以上となります。

5. 閉会